

# 令和 7 年度事業報告書

自：令和 7 年 4 月 1 日

至：令和 8 年 3 月 31 日

公益財団法人 放射線計測協会

## 目 次

|     |                                     |    |
|-----|-------------------------------------|----|
| I   | 法人の概況                               | 1  |
| 1.  | 定款に定める目的                            | 1  |
| 2.  | 定款に定める事業                            | 1  |
| 3.  | 主たる事務所の所在地                          | 1  |
| 4.  | 評議員に関する事項                           | 1  |
| 5.  | 役員に関する事項                            | 2  |
| 6.  | 職員に関する事項                            | 3  |
| 7.  | 監督機関に関する事項                          | 3  |
| 8.  | 業務執行体制                              | 3  |
| II  | 事業の実施状況                             | 4  |
| 1.  | 事業の概要                               | 4  |
| 2.  | 事業の内容                               | 5  |
| ア.  | 放射線計測に係る調査・試験研究及び技術開発               | 5  |
| イ.  | 放射線計測器の校正、基準照射、特性試験及び<br>放射線・放射能の計測 | 5  |
| ウ.  | 放射線計測に係る研修及び知識の普及                   | 6  |
| 3.  | 事業運営                                | 8  |
| III | 評議員会、理事会の開催                         | 9  |
| 1.  | 評議員会                                | 9  |
| 2.  | 理事会                                 | 9  |
| IV  | 附属明細                                | 10 |

# 令和7年度事業報告書

## I 法人の概況

### 1. 定款に定める目的

放射線計測の信頼性向上に必要な事業を実施するとともに、その成果の活用及び放射線計測に係る技術教育を行うことにより、原子力・放射線の開発及び利用の健全な発展並びに安全・安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

### 2. 定款に定める事業

- (1) 放射線計測の信頼性確保に係る調査・試験研究及び技術開発に関すること
- (2) 放射線測定器の校正、基準照射、特性試験及び放射線・放射能の測定に関すること
- (3) 放射線計測に係る研修及び知識の普及に関すること
- (4) その他定款に定める目的を達成するために必要な事業

### 3. 主たる事務所の所在地

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方字白根2番地の4

### 4. 評議員に関する事項

本事業年度中に、放射線計測分野の学識経験者である評議員1名が辞任した。これに伴い、評議員体制に空白が生じることのないよう、定款及び関係法令に基づき評議員会の決議を経て、同分野の学識経験者1名を後任の評議員として選任した。

なお、令和8年3月31日現在の評議員は次のとおりである。

| 役 職   | 氏 名     | 現 職                                                     | 常勤・非常勤の別 |
|-------|---------|---------------------------------------------------------|----------|
| 評 議 員 | 内 堀 幸 夫 | 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構<br>放射線医学研究所長                       | 非常勤      |
| 評 議 員 | 岡 田 漱 平 | 株式会社千代田テクノル 大洗研究所<br>特別研究員                              | 非常勤      |
| 評 議 員 | 齋 藤 則 生 | 国立研究開発法人 産業技術総合研究所<br>計量標準総合センター計量標準普及センター<br>テクニカルスタッフ | 非常勤      |

|       |         |                           |     |
|-------|---------|---------------------------|-----|
| 評 議 員 | 柴 田 誠 一 | 一般財団法人量子放射線利用振興協会 顧問      | 非常勤 |
| 評 議 員 | 田 島 保 英 | 一般財団法人高度情報科学技術研究機構<br>理事長 | 非常勤 |
| 評 議 員 | 中 村 尚 司 | 東北大学 名誉教授                 | 非常勤 |
| 評 議 員 | 藤 田 甲 樹 | 原子力エンジニアリング株式会社<br>高崎事業所長 | 非常勤 |

## 5. 役員に関する事項

本事業年度中に、放射線計測分野の学識経験者である外部理事 1 名が辞任した。これに伴い、役員体制に空白が生じることのないよう、定款及び関係法令に基づき評議員会の決議を経て、同分野の学識経験者 1 名を後任の外部理事として選任した。

なお、令和 8 年 3 月 31 日現在の役員は次のとおりである。

| 役 職   | 氏 名     | 現 職                                     | 常勤・非常勤<br>の別 |
|-------|---------|-----------------------------------------|--------------|
| 理 事 長 | 三 浦 幸 俊 | 公益財団法人放射線計測協会 理事長                       | 非常勤          |
| 専務理事  | 吉 澤 道 夫 | 公益財団法人放射線計測協会 専務理事                      | 常 勤          |
| 常務理事  | 関 口 照 枝 | 公益財団法人放射線計測協会 常務理事                      | 常 勤          |
| 理 事   | 占 部 逸 正 | 福山大学 名誉教授                               | 非常勤          |
| 理 事   | 菅 井 研 自 | 公益財団法人放射線影響協会 常務理事                      | 非常勤          |
| 理 事   | 鈴 木 良 一 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所<br>首席研究員              | 非常勤          |
| 理 事   | 半 谷 英 樹 | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構<br>福島廃炉安全工学研究所 技術主席 | 非常勤          |

|     |         |                              |     |
|-----|---------|------------------------------|-----|
| 理 事 | 横 山 須 美 | 長崎大学 原爆後障害医療研究所 教授           | 非常勤 |
| 監 事 | 天 野 晋   | 東京ニュークリア・サービス株式会社<br>代表取締役会長 | 非常勤 |
| 監 事 | 根本伸一郎   | 株式会社原子力セキュリティサービス<br>調査役     | 非常勤 |

## 6. 職員に関する事項

常勤職員 26 名、出向職員 3 名（令和 8 年 3 月 31 日現在）

## 7. 監督機関に関する事項

内 閣 府

## 8. 業務執行体制

### (1) 理事の業務執行体制について

令和 7 年度は、代表理事（理事長、専務理事）2 名、業務執行理事（常務理事）1 名の 3 名体制により、業務執行にあたった。

### (2) 業務上必要な人員について

業務上必要な人員は、適宜、人事異動、知識経験豊富なシニア人材の活用及び外部専門家等への委嘱により確保している。また、職員については個別業務毎の教育訓練等により、必要な技術や専門能力の向上を図っている。

## Ⅱ 事業の実施状況

### 1. 事業の概要

公益財団法人放射線計測協会（以下、「協会」という。）は、放射線計測の信頼性向上に必要な事業を実施するとともに、その成果の活用及び放射線計測に係る技術教育を行うことにより、原子力・放射線の利用開発の健全な発展並びに安全・安心な社会の実現に寄与してきた。令和7年10月1日に創立45周年を迎えた。

令和7年度は、協会の公益目的事業「放射線計測の信頼性確保に係る事業」に係る以下の業務を実施し、原子力・放射線利用における放射線安全確保に資するとともに、信頼性の高い放射線計測技術の提供と正しい放射線知識の普及に係る活動を行った。また、チャレンジとして、業務の負担を軽減して事業の拡大を実現するための生産性向上（ICT（情報通信技術）ツールを活用した業務の効率化等）、新しい校正場・校正技術の開発等に重点をおき、年度実施計画を策定して取組を進めた。しかし、試行錯誤が必要で、人的・時間的制約等があることから計画どおりには進んでいない。このため、引き続き、業務の効率化による生産性向上、新しい校正場・校正技術の開発等をスピード感をもって進め、新しい顧客獲得を目指した活動に全力で取り組む必要がある。

「放射線計測に係る調査・試験研究及び技術開発」の業務では、年度実施計画に従い、ガスモニタの校正再開に向けた対象職員の訓練及びコールド試験を継続したが、施設の工事等のため今年度は再開できなかった。また、代替熱中性子校正場の整備を進めた。さらに、令和7年度は、新たに、原子力規制庁技術基盤グループから特性試験を受注した。

「放射線計測器の校正、基準照射、特性試験及び放射線・放射能の計測」では、放射線計測に関する専門的知識・技術に基づき、原子力・放射線関連機関、地方自治体、産業界等にトレーサビリティのある品質の高い校正サービスを提供した。また、ICTツールを活用した点検・校正記録作成等の業務効率化の検討を進めた。さらに、新たな受注案件を探索して獲得に努め、実際に複数案件を獲得した一方、事前の調整不足から一部業務の再委託手続きに不備が生じたため落札後に契約に到らなかった案件も1件あった。原子力・放射線施設等で発生した各種の放射線管理試料中の放射能の分析・測定、放射線管理計測等の業務については、これらを着実に実施するとともに、次年度の放射線管理計測業務に関する調整を行った。また、今年度、一般企業から漏洩線量測定業務を新たに受注した。

「放射線計測に係る研修及び放射線知識の普及」では、放射線計測の専門的知識を活用した定期講座を開催するとともに、放射線業務従事者のための教育訓練等をオンライン方式で実施した。また、国、地方自治体等のニーズに即した放射線教育及び原子力防災に係る研修等を実施した。今年度、新たに岐阜県の原子力防災基礎研修を受注するとともに、原子力機構の職員向け研修への講師派遣依頼（カリキュラム検討を含む。）に対応した。さらに、放射線計測専門家会合を創立45周年記念行事の一環として開催した。

## 2. 事業の内容

### ア. 放射線計測に係る調査・試験研究及び技術開発

#### 1) 放射線計測に係る調査・試験研究及び技術開発

令和 7 年度、新たに、原子力規制庁技術基盤グループから「新たな実用量への対応に関する既存線量計の特性試験」を受注し、個人線量計の角度依存を中心とする照射試験を実施した。

#### 2) 計量トレーサビリティ及び校正に係る技術開発

計量トレーサビリティに関する活動においては、JCSS校正認定範囲の荷電粒子（表面汚染検査計）への拡大が令和7年5月に認定された。校正に係る技術開発では、ガスモニタの校正再開に向けて、技術継承対象職員に対する訓練及びコールド試験を日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）原子力科学研究所放射線管理部（以下、「放管部」という。）と連携して継続したが、施設の空調工事や基準電離箱校正のスケジュール遅延等のため、今年度は再開できなかった。また、 $^{241}\text{Am}$ -Be線源を用いた代替熱中性子校正場の整備については、中性子サーベイメータを用いて、従来と同じ結果が得られる校正点の選定を進めた。

### イ. 放射線計測器の校正、基準照射、特性試験及び放射線・放射能の計測

#### 1) 放射線計測器の校正、基準照射、特性試験

##### ① 放射線計測器の点検・校正、基準照射、特性試験

放射線計測器の点検・校正については、国、原子力研究機関、地方自治体、一般企業等から合わせて 984 件（14,230 台）（前年度 1,001 件（16,883 台））の依頼を受け実施した。これらのうち、簡易放射線測定器（1,546 台）（前年度 1,618 台）については、協会が所有する低線量率の $\gamma$ 線校正場を有効に活用して校正を実施した。

線量計測素子の基準照射については、個人線量測定機関認証制度の運用に伴うブラインド照射試験を含め、40 件（252 照射野）（前年度 47 件（234 照射野））を実施し、国内の線量測定の精度管理に寄与した。

放射線計測器の特性試験については、39 件（132 台）（前年度 46 件（133 台））実施した。

## ② JCSS校正試験

JCSS 校正については、 $\gamma$  線用放射線測定器について 10 台（内訳：電離箱サーベイメータ 5 台、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ 5 台）（前年度 11 台）及び中性子測定器について 1 台（前年度なし）を実施し、それぞれ JCSS 校正証明書を発行した。また、今年度、校正範囲を拡大した荷電粒子測定器（表面汚染検査計）について、1 台の校正を実施した。

## 2) 放射線・放射能の計測

### ① 各種試料等の放射線・放射能測定

原子力機構からの環境試料、放射線管理試料、バイオアッセイ試料の分析を 5,885 試料（前年度 6,137 試料）について行うとともに、Ge 検出器を用いた  $\gamma$  線スペクトロメータ等の校正を 4 台（前年度 4 台）実施した。また、一般企業等からのバイオアッセイ試料の分析及び各種試料の放射能測定を 122 試料（前年度 124 試料）実施した。さらに、一般企業から漏洩線量測定業務を新たに受注し、測定を実施し報告した。

### ② 施設の放射線管理計測

原子力機構の研究炉地区（JRR-3、第 4 研究棟等）に係る放射線管理計測業務を実施した。この業務については、次年度の契約を獲得したが、予算削減により業務内容が縮減され、標準人員を 3 名から 2 名に減らして実施することになった。

## ウ．放射線計測に係る研修及び知識の普及

### 1) 研修講座及び放射線安全教育

#### ① 定期講座

定期講座の開催について、当初計画していた 8 回の講座を予定どおり実施した。開催実績は、放射線管理の初級技術者のための「放射線管理入門講座」が 3 回、中級技術者のための「放射線管理計測講座」が 2 回、原子力関連事業所の事務系・技術系初級職員のための「原子力教養講座」が 2 回、原子力防災業務関係者等を対象とした「原子力防災入門講座」が 1 回

であった。定期講座 4 講座（計 8 回）の受講者総数は 102 名（前年度 99 名）であった。

## ② 放射線安全教育

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等規制法等に基づく放射線業務従事者訓練については、オンライン方式により定常的に開催した。また、臨時開催の対応については、受講者等の要望に全て応えるなど顧客満足度の向上に努めた。開催回数は 33 回（前年度 36 回）で、受講者総数は 222 名（前年度 247 名）であった。その他外部からの依頼によるオンラインの放射線業務従事者訓練を 1 回実施した。

講師派遣については、国の機関（原子力規制庁）の職員向け研修へ 3 回（1 日研修）、原子力機構原子力科学研究所の安全協議会が開催した放射線業務従事者教育に係る講習会へ 12 回、放射線取扱主任者等の資格取得のための研修等へ 2 回（計 4 日間）、新潟県原子力防災訓練（緊急時モニタリング訓練）の評価員 2 回、それぞれ講師を派遣した。また、今年度新たに、原子力機構職員の人材育成研修（2 日間）への講師派遣依頼（カリキュラム検討を含む。）を受け、2 月に実施した。

研修等の受託については、前年度に引き続き、原子力規制庁の「放射線測定及び放射線防護研修」（5 日間コース 2 回（5 月及び 7 月）及び原子力機構の「放射線取扱主任者受験講座の運營業務」（3 日間コース 2 回（5 月及び 6 月））を実施した。

## 2) 放射線知識の普及

茨城県より、県職員等のための「原子力防災基礎研修」に係る事業を受託し 3 回（5 月）実施した。また、今年度新たに、岐阜県「原子力防災基礎研修」を獲得し 7 月に実施した。昨年度獲得した岐阜県「防災業務関係者（バス輸送）研修」に係る業務を今年度も受託し 2 月に実施した。

放射線知識の普及活動の一環として実施している簡易型放射線測定器の無償貸出しについては、令和 7 年度は、全国から 69 件（前年度 68 件）、合計 99 台（前年度 147 台）の依頼があった。利用者から好評であるため、今後も継続して実施していく。

放射線計測専門家会合については、令和 8 年 2 月に第 12 回を協会創立 45 周年記念行事の一環として、「放射線計測・校正の今昔と今後」をテーマにハイブリッド形式で開催した（参加者 74 名）。協会の歴史の紹介、校正施設の変遷、放射線測定器・個人線量計の変遷及び中性子計測についての講演と協会の今後への期待に関する意見交換会で構成した。意見交換会では、

今後も放射線計測の信頼性確保（校正）の中核としての技術指導や計測関係者の技術的ハブとして、例えば新実用量に関する検討などをリードして欲しいとの要望が出された。これを受けて、次年度、関係者の議論・検討の場の提供を検討する。

放射線計測技術に係る最新情報や協会の業務紹介などを内容とした「放射計協ニュース」を2回（No. 75号及びNo. 76号）発行した。No. 76号は、創立45周年記念号として、同じく45周年を迎えた放射線標準施設の歴史に関する技術記事を掲載した。

### 3. 事業運営

事業の運営に必要な経費は、協会の事業収入によって確保している。

令和7年度においては、大型入札案件の価格競争が激化し、一部案件で不落札が発生したことから、当協会を取り巻く経営環境は一層厳しい状況となった。このような状況下において、新たな受注開拓に努めるなど収益の回復に取り組んだ結果、前年比では微増と一定の成果が見られたものの、期首に策定した予算には達せず、当期収入としては減収となった。この状況を踏まえ、当協会では、公益財団法人としての立場から現在の収益構造を見直す必要があると認識している。次年度は、業務の効率化による生産性向上に引き続き取り組むとともに、入札以外の手段による収益拡大を推進し、より安定した収益基盤の構築を目指す。

事業の実施に不可欠な施設や設備等については、原子力機構との賃貸借契約により確保している。

また、法人経営をより効率的かつ確実に実施するため、規程等の整備、業務のDX化による業務改善・効率化、情報セキュリティ活動及びリスクマネジメントに係る取組を引き続き進めている。品質保証活動については、ISO 9001（2015年版）に基づく活動とISO 17025に基づくJCSSに係る活動を継続している。ISO 9001に基づく品質保証活動では、令和8年1月に一般財団法人日本品質保証機構による外部審査（更新審査）を受審し、品質保証システムが適切に運用されているとの審査結果を得て、登録が更新された。また、JCSSについては前述のとおりである。

さらに、人材確保や技術継承といった課題に対応するため、職員のモチベーション向上と高齢期職員の活用を図ることを目的として、新たな人事・給与制度の策定・導入に取り組んだ。その一環として、初任給の引上げや再雇用制度の充実など、現行制度の見直しを行った。

### Ⅲ 評議員会、理事会の開催

評議員会を 1 回、理事会を 2 回それぞれ開催した。その内容は次のとおりである。

#### 1. 評議員会

##### 第 15 回評議員会（定時） 令和 7 年 6 月 23 日（月）

開催場所 航空会館 901 会議室

出席者等 会議場出席 7 名、欠席 0 名  
（決議に必要な出席評議員の数 4 名）  
監事 会議場出席 2 名、欠席 0 名

審議事項 ① 令和 6 年度決算の承認について  
② 評議員の辞任に伴う後任者の選任について  
③ 理事の辞任に伴う後任者の選任について

報告事項 ① 令和 6 年度事業報告について  
② 令和 7 年度の事業計画及び収支予算について  
③ 業務執行状況の報告について  
④ その他

#### 2. 理事会

##### 第 41 回理事会（通常） 令和 7 年 6 月 6 日（金）

開催場所 航空会館 901 会議室（web 会議併用）

出席者等 会議場出席 5 名、web 会議による出席 3 名、欠席 0 名  
（決議に必要な出席理事の数 5 名）  
監事 会議場出席 2 名、欠席 0 名

審議事項 ① 令和 6 年度事業報告の承認について  
② 令和 6 年度決算の承認について  
③ 第 15 回評議員会（定時）の日時、場所、議事及び議案の概要について  
④ 評議員の辞任に伴う候補者について

- ⑤ 理事の辞任に伴う候補者について
- ⑥ 顧問の承認について

- 報告事項
- ① 業務執行状況の報告について
  - ② その他

#### 第 42 回理事会（通常） 令和 8 年 3 月 6 日（金）

開催場所 航空会館 901 会議室（web 会議併用）

出席者等 会議場出席 5 名、web 会議による出席 2 名、欠席 1 名  
（決議に必要な出席理事の数 5 名）  
監事 会議場出席 2 名、欠席 0 名

- 審議事項
- ① 令和 8 年度事業計画等の承認について
  - ② 令和 8 年度収支予算等の承認について
  - ③ 特定費用準備資金等取扱規程の全部改正について
  - ④ 役員賠償責任保険の契約について

- 報告事項
- ① 理事の任期満了に伴う改選について
  - ② 業務執行状況の報告について
  - ③ 新公益法人会計基準への移行について

#### IV 附属明細書

令和 7 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項において附属明細書に記載すべきとされる「事業報告の内容を補足する重要な事項」はない。